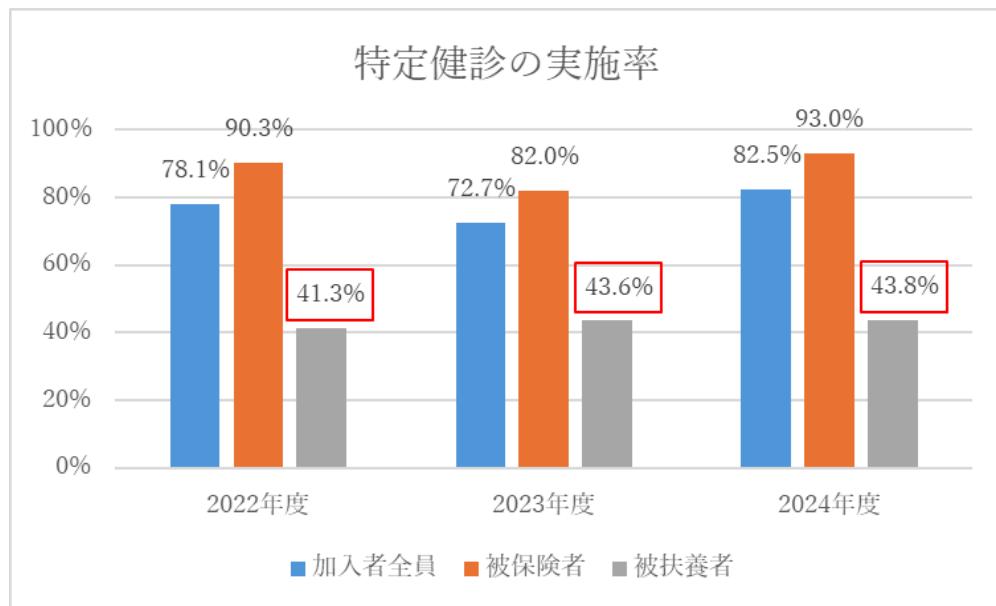


## ご家族(被扶養者)の 特定健診・特定保健指導推進について

「特定健診・特定保健指導」は、メタボリックシンドロームに着目した「健診」によって生活習慣病のリスクを早期に発見し、その内容を踏まえて運動習慣や食生活、喫煙といった生活習慣を見直すための「特定保健指導」を行うことで内臓脂肪を減少させ、生活習慣病の予防・改善につなげるものです。しかしながら、ご家族(被扶養者)の特定健診・特定保健指導実施率は低迷しています。

健康保険組合では、40～74歳のご家族(被扶養者)を対象として特定健診やヘルスアップ健診といった健診を無料で受診できるよう費用補助をしております。ヘルスアップ健診ではいくつかのがん検診を無料オプションとしてつけることも可能です。(無料オプションの詳細については別紙をご覧ください。)

ご家族(被扶養者)の皆様がいつまでも健康でいられるよう、別紙の案内を添えて、  
お得な健診をご家族の皆様に、ぜひお勧めくださいますようお願い致します。



阪急阪神健康保険組合

健保ホームページ <https://www.hankyu-hanshin-kenpo.or.jp>

